

条 例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した「千曲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和4年3月31日

千曲市長 小川 修一

千曲市条例第16号

## 千曲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

千曲市国民健康保険税条例（平成 15 年千曲市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 25 条第 2 項中「7 日まで」の次に「(ただし、同項第 3 号に該当する場合は、この限りでない。)」を加える。

附則第 2 項中「同条中」を「同項中」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の千曲市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。